

✧ 窓口申請の受付日時・会場 ✧

日 時	会 場
8月8日(土)・9日(日) 午前9時～午後5時	市役所本庁(鳩が丘1) 北村支所(北村赤川593) 栗沢支所(栗沢町東本町21) コミュニティプラザ(有明町南1) 幌向総合コミュニティセンターほっとかん(幌向南1-1)
8月10日(月)～ 平成28年1月29日(金) 午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝日および 年末年始を除く)	市役所本庁(鳩が丘1) 北村支所(北村赤川593) 栗沢支所(栗沢町東本町21) 有明交流プラザサービスセンター(有明町南1) 朝日サービスセンター(朝日町176) 幌向サービスセンター(幌向南1-1) 美流渡サービスセンター(栗沢町美流渡栄町93)

確認じや!

臨時福祉給付金 子育て世帯 臨時特例給付金

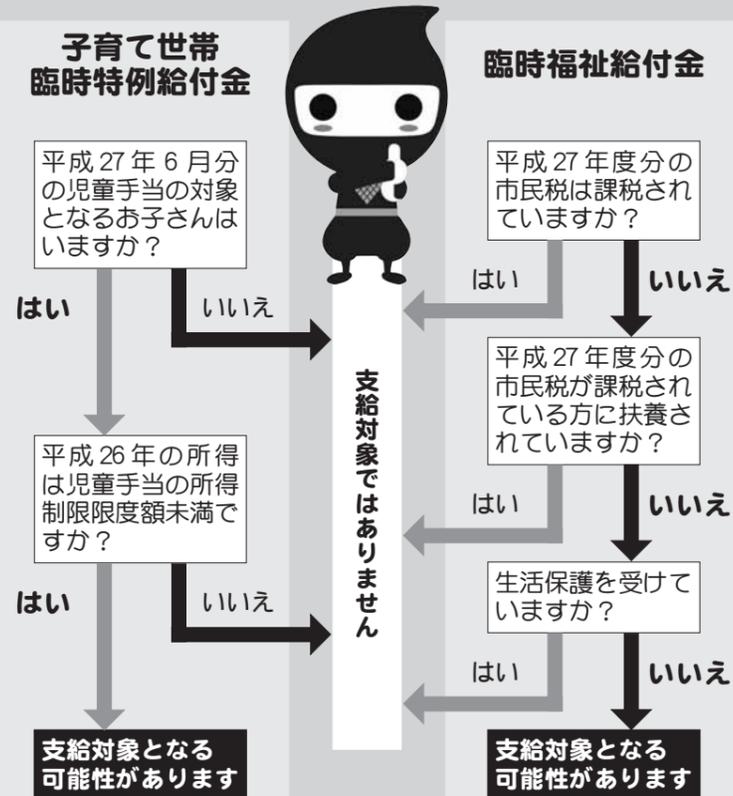


平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方や子育て世帯への負担を緩和するための臨時的な措置として、平成27年度も、臨時福祉給付金「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。ただし、支給額や支給対象者の要件などが、平成26年度とは異なりますのでご注意ください。これらの給付金を受給するには、それぞれ申請が必要です。支給対象となる方は、忘れずに期間内に申請してください。

✧ 支給対象者・支給額・申請方法など ✧

区 分	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金	
		公務員以外の方	公務員の方
支 給 額	支給対象者1人につき6,000円	児童手当の対象児童1人につき3,000円	
申請書の送付	8月上旬に支給対象者となる可能性のある方に送付	8月上旬に支給対象者に送付	勤務先から公務員用の申請書が配布されます
申請方法	必要事項を記入・押印し、裏面に確認書類を貼付のうえ、同封の返信用封筒で郵送または持参	必要事項を記入・押印し、勤務先の証明印を受けたものを郵送または持参	
受付期間	8月8日(土)から平成28年1月29日(金)まで(郵送の場合、平成28年1月29日(金)の消印有効)		
確認書類	本人確認書類(申請書の各欄に記載または印字された方全員分が必要) 運転免許証(表・裏面の記載部分)、パスポート(顔写真があるページ)、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、在留カード、健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証のいずれか 給付金振込口座確認書類の写し ●通帳を開いて、金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が印字された部分をコピーしてください ●通帳が発行されていない場合は、キャッシュカードでも構いません 支給対象者と代理人との関係を示す書類 同一世帯以外の方が本人に代わって申請する場合に必要な	児童手当の振込口座への入金希望する場合、確認書類は不要 上記以外の受取方法を希望する場合は、次の確認書類を添付してください 本人確認書類 給付金振込口座確認書類の写し	平成26年度に市から子育て世帯臨時特例給付金を受けた方が、今年度も同じ金融機関口座への振り込みを希望する場合は、確認書類は不要 上記以外の金融機関口座を希望する場合は、次の確認書類を添付してください 給付金振込口座確認書類の写し
そ の 他	どちらの支給要件にも該当する場合は、両方の給付金を受給できます。今年度の臨時福祉給付金は、平成26年度のような年金等の受給者への加算措置はありません。次のような方にも臨時福祉給付金の申請書が届く可能性はありますが、扶養している方が市町村民税を課税されている場合は、支給対象外となります。 ●単身赴任等で他市町村に居住している夫(妻)に扶養されていた配偶者とその子ども ●離れて暮らしている親に扶養されていた学生等 ●別居または別世帯のご子息に扶養されていた高齢者等		

今一度、対象となるかを確認じや!



✧ 受取方法 ✧
8月末までに申請書が受理された方には10月下旬までに、以後の方は申請の受理から概ね2か月程度で申請者の預金口座に振り込みます。口座をお持ちでないなど、やむを得ない事情がある場合は、現金で受け取ることが出来ます。この場合、市が指定した期日(11月以降となります)に市役所本庁窓口での支給となります。

問合せ先
申請方法に関する問合せ先
市福祉課臨時給付金担当
制度に関する問合せ先
厚生労働省
「2つの給付金」専用ダイヤル
0570-037-192

振り込め詐欺や
個人情報情報の詐取に注意

- 臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に關して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません
- 市や厚生労働省などが、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の支給のために、手数料などの振り込みを求めるときは、絶対にありません
- 市や厚生労働省などが、市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を電話で照会することは、絶対にありません
- 市や厚生労働省をかたった不審な訪問や電話があったとき、郵便が届いたときは、迷わず、警察署(22局0110)または警察相談専用電話#9110や市民連携室にご連絡ください。